

(案)

療養費審査業務等に係る派遣業務の基本契約書

発注者 静岡県後期高齢者医療広域連合と受注者 _____ は、受注者がその労働者を発注者に派遣するにあたり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号、以下「労働者派遣法」という。）及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）を遵守し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第 1 条 受注者は、その雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を発注者に派遣し、発注者の指揮命令に従って発注者のために業務に従事させることを目的とする。

(信義誠実の義務)

第 2 条 発注者及び受注者は、信義に従い、本契約を誠実に履行するものとする。

(契約期間)

第 3 条 本契約の期間は、契約日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(派遣業務の内容)

第 4 条 派遣労働者が従事する業務（以下「派遣業務」という。）の内容は、別表のとおりとする。

(就業の場所)

第 5 条 派遣業務により就業する場所は、静岡県後期高齢者医療広域連合事務局（静岡市葵区黒金町 59 番地の 7 ニッセイ静岡駅前ビル 3 階 電話：054-270-5530）とし、派遣労働者は、派遣業務を当該場所において行うものとする。

(責任者の選定)

第 6 条 発注者及び受注者は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を別表のとおり選定する。

2 発注者は、派遣労働者を直接指揮命令する者（以下「指揮命令者」という。）を別表のとおり定めるものとする。指揮命令者は、業務の処理について、本契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理できるよう、業務の処理方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導するものとする。

3 受注者は、派遣労働者に対し、当該指揮命令者を通知するとともに、指揮命令等に従って職場秩序・規律を守り、適正に対象業務に従事するよう派遣労働者を指導教育する。また、適正な労務管理を行い、業務の遂行に支障を生じ若しくは発注者の名誉及び信用を害する等の不都合を生じさせないように、適切な処置を講じなければならない。

(派遣期間及び就業時間等)

第 7 条 派遣労働者の派遣期間及び就業時間等は、別表のとおりとする。

2 受注者は、派遣労働者の氏名、性別、年齢、その他労働者派遣法第 35 条の定める事項を発注者に通知するほか、派遣履行に必要な措置をとらなければならない。

(安全及び衛生)

第 8 条 発注者及び受注者は、労働者派遣法、労働基準法及び労働安全衛生法等の関係法令を遵

守し、派遣労働者の安全衛生等の確保に努めるものとする。

(施設又は設備等の利用)

第9条 発注者は、派遣労働者に対し、休憩室等の施設又は設備について、利用することができるよう必要に応じて発注者受注者協議するものとする。

(業務上災害等)

第10条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、受注者が労働基準法で定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。

2 発注者は、受注者の行う前項の手続き等について必要な協力をしなければならない。

(苦情の処理)

第11条 発注者及び受注者は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、苦情処理の申出先として派遣先申出先、派遣元申出先を別表のとおり選定するものとし、派遣労働者から派遣就業に関する苦情の申出を受けた場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。

2 発注者及び受注者は、業務上知り得た受注者の派遣労働者の個人情報について、合理的な理由なく第三者に漏えいしてはならないものとする。

3 発注者及び受注者は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

(個別契約の解除)

第12条 発注者は、自己の都合により個別契約の中途解除を行う場合、少なくとも30日以上前に書面にて受注者に通知するとともに、派遣労働者の新たな就労機会を確保するものとする。これができない場合、個別契約の残期間の派遣料を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、個別契約の中途解除を行おうとする場合、受注者に対し労働者派遣契約の解除理由を書面にて明示しなければならない。

(派遣料金)

第13条 本契約による派遣の対価として、受注者に対し派遣料金を支払うものとする。

2 派遣労働者が欠勤、年次有給休暇、遅刻、早退等により、本契約で定める当該派遣労働者の就業日又は就業時間に就業しなかった場合、発注者は当該就業しなかった日又は時間に相応する派遣料金を支払うことを要しない。ただし、受注者が代替の派遣労働者を派遣した場合はこの限りではない。

3 受注者は派遣期間終了後、発注者の承認を受けた作業時間表に基づき前項の派遣料金を計算して発注者に請求するものとし、発注者は当該請求のあった日から30日以内に受注者の指定する銀行口座に振込み送金して支払うものとする。

4 派遣料金の時間単価は、_____円(税込み)とし、10分単位で計算し端数は切り捨てるものとする。

(派遣労働者の交替の要請)

第14条 発注者は、受注者の派遣労働者が業務遂行にあたり、著しく不適切と認める場合又は対象業務処理の能率が著しく低い場合には、受注者にその理由を開示して派遣労働者の交替等の適切な措置を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等の適切な措置について発注者と協議し決定する。

3 発注者は、派遣労働者が発注者の職場規律その他就業上の諸規則に違反し、又は発注者の指揮命令に従わず発注者の職場秩序等を乱したと判断した場合は、派遣労働者の交替又はこの契約の解除その他必要な措置を求めることができるものとする。

(適正な就業の確保)

第 15 条 発注者は、派遣労働者に対する派遣就業管理の適正をはかり、派遣労働者に関する紛争の防止に努めるものとし、万一紛争が生じたときはその旨受注者の派遣元責任者に速やかに通知するとともに、発注者受注者協力してその解決に当たる。

2 発注者は、派遣労働者に対し、労働基準法等の諸法令並びに本契約に定める就業条件を守って派遣労働者を労働させるとともに、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシャルハラスメントの防止等に努める。

3 発注者は、派遣労働者の欠勤事由、従事状態、就業上の問題点等につき把握した場合には、速やかに受注者に報告する。受注者は適正な派遣就業についての指導に努めるものとする。

(管理台帳の作成)

第 16 条 発注者は、労働者派遣法第 42 条に規定する派遣先管理台帳を作成しなければならない。

2 受注者は、労働者派遣法第 37 条に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならない。

(現金等の取扱いの禁止)

第 17 条 発注者は、派遣労働者に現金、有価証券、その他これに類する証券及び貴重品の取り扱いをさせないものとする。

(二重派遣の禁止)

第 18 条 受注者は、第三者から派遣された労働者を発注者に派遣してはならない。

2 発注者は、派遣をされた労働者を第三者のもとに派遣してはならない。

(契約の解除)

第 19 条 発注者及び受注者は、相手方が正当な理由なく本契約の定めに違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、若しくは解除権の行使とともに損害賠償を請求することができる。

2 前項のほか、発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告することなく本契約の全部又は一部を解除することができ、解除による受注者の損害を賠償する責は負わない。また、解除により発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償する。

(1) 第三者による債務の為、強制執行、保全処分、租税滞納処分等を受け若しくは破産、民事再生手続開始、商法との整理開始、会社更生手続の開始の申立をなし若しくは受けたりしたとき、又は解散したとき。

(2) 小切手若しくは手形不渡りを 1 回でも発生させたとき。

(3) 前号を除く本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。

(4) 財産状態が悪化する等、債務の履行を困難とする相当な事実があると相手方が認めたとき。

- (5) 本契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないとき。
- (6) 本契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (7) その他、本契約に違反したとき。
- (8) 受注者又は受注者の下請負者が暴力団関係企業等であることが認められたとき。

(契約内容の変更)

第 20 条 発注者は必要があると認めるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更することができるものとする。

(個人情報の保護)

第 21 条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記 1 の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(暴力団の排除)

第 22 条 受注者は、本業務を実施するに当たり、別記 2 の暴力団の排除に係る特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第 23 条 派遣業務の遂行において、派遣労働者が本契約の定めに違反し、もしくは故意又は重大な過失により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は発注者に賠償責任を負うものとする。

ただし、その損害が、指揮命令者その他発注者が使用する者の派遣労働者に対する指揮命令・指示・監督等により生じたと認められる場合、又は受注者が派遣労働者の選任及び監督について相当な注意をなしたとき、もしくは相当な注意をなしたとしても損害が生じたであろうと認められるときは受注者の負担及び事態の処理について、発注者受注者協議のうえ、定めるものとする。

2 前項の場合において、その損害が派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、発注者受注者協議して損害の負担割合を定めるものとする。

3 本項の損害賠償に関しては、その損害発生を知った後、速やかに発注者は受注者に書面で通知するものとする。

(協議事項)

第 24 条 本契約の各条項の解釈につき疑義が生じた事項、又は本契約に定めのない事項については、労働者派遣法を尊重し、発注者受注者協議の上、円滑に解決すべきものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、訴額に応じて静岡簡易裁判所又は静岡地方裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 7年 月 日

発注者 住所 静岡市葵区黒金町 59 番地の 7
ニッセイ静岡駅前ビル 3 階
氏名 静岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 中 野 弘 道

受注者 住所 ○○○○○○○○○
○○○○○○
氏名 株式会社○○○○○○
代表 ○○ ○○○